

信頼性のあるサステナビリティ情報の 効率的な収集・集計・開示の在り方について (事務局資料②)

2022年10月

経済産業省 経済産業政策局

企業会計室

1. サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり

2. サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論

3. サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題

4. 今後の進め方（案）

5. 本日は議論いただきたい事項

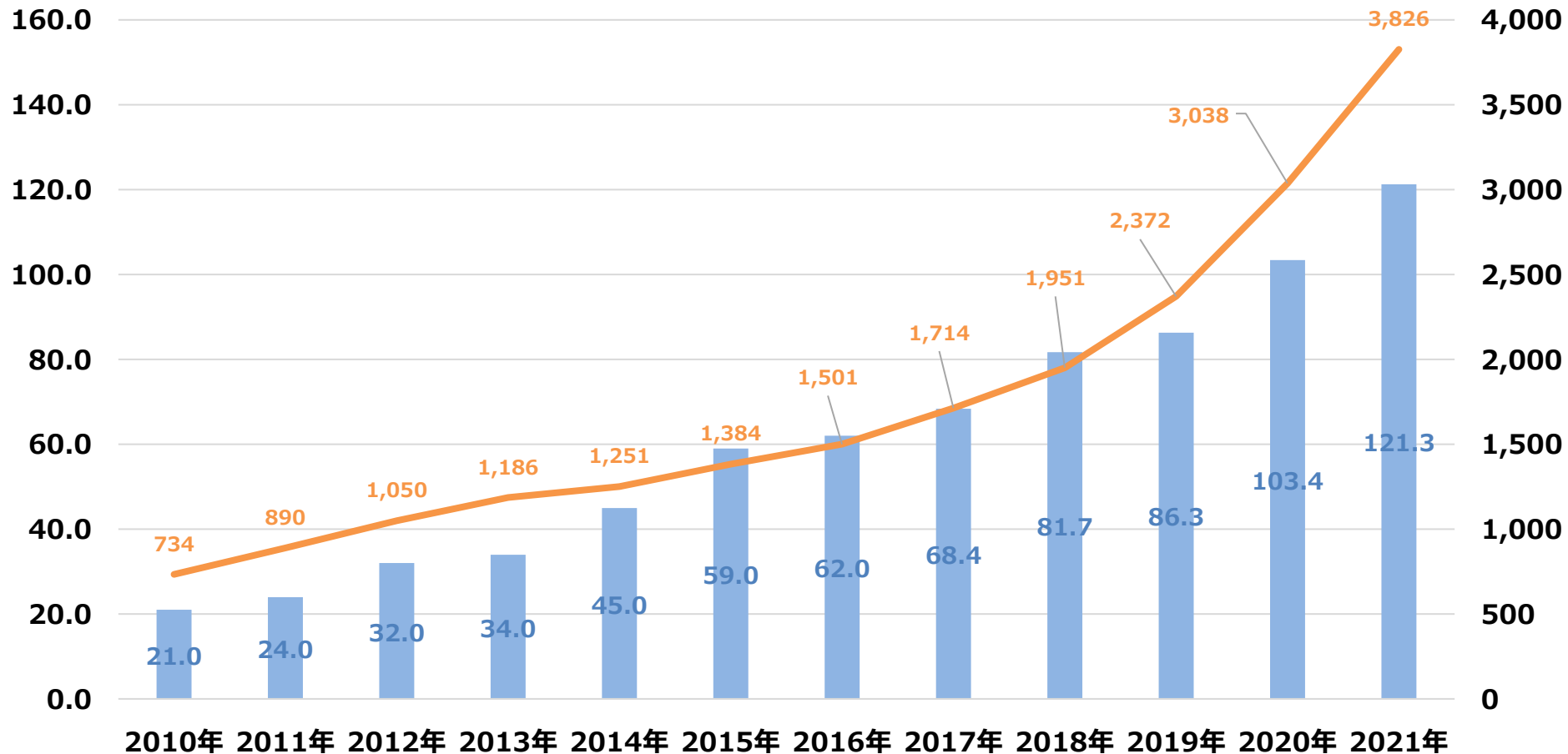
サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり

- 近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への注目が高まっている（PRI署名投資家、運用残高の増加。）。それに伴い、企業に対するサステナビリティ情報の開示に対する要請も高まり。

署名機関の運用資産
残高（兆米ドル）
（棒グラフ）

PRIに署名した機関投資家数と運用資産残高の推移

署名機関数（機関）
（線グラフ）



（注）PRIは、国際連合が公表した責任投資家の6原則（①投資分析と意思決定プロセスにESG課題を組み込みます、②活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます、③投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます、④資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います、⑤本原則を実行する際の効果を高めるために協働します、⑥本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します）。

（資料）Principles for Responsible Investmentウェブサイトを基に作成。

サステナビリティ情報の開示基準作り／開示義務化の動き

- IFRS財団において、グローバル・ベースラインとなるサステナビリティ情報の開示基準作りが行われている他、各国・地域においても、気候変動をはじめとするサステナビリティ情報の開示基準作り・義務化等に向けた動きが見られる。

国・地域		サステナビリティ情報開示関連の最近の動向	
グローバル ベースライン	IFRS財団 	22年3月、IFRS財団のサステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティ情報の開示に関する2つの基準案（①サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項（S1）、②気候関連開示（S2））を公表。 - 今後、その他のサステナビリティ情報（人的資本・人権、生物多様性、循環型経済などが候補として挙げられている）についても基準化に向けた検討が予定。	
	米国 	20年8月、証券取引委員会（SEC）は、Regulation S-K^(注)を改訂し、上場企業に対して人的資本に関する開示を義務付け。 22年3月、証券取引委員会（SEC）は、上場企業に対し、Form 10-K等の年次報告書において気候関連情報の開示を求める規則案を公表。	
	EU 	21年4月、欧州委員会は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を提案し、22年6月、欧州理事会と欧州議会は、CSRD案の暫定的な政治合意に達したことを発表。 22年4月、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、CSRD案に基づき、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）案を公表。環境、社会、ガバナンスを幅広くカバー。	
	日本 	22年6月、金融審ディスクロージャーワーキング・グループにおける議論を踏まえ、有価証券報告書に①サステナビリティ情報の記載欄を新設、②人的資本、多様性に関する記載項目を追加、等の方針が示された。	
各国・地域基準			

（注） Regulation S-Kとは、SECへ提出する年次報告書（Form 10-K）のうち、財務諸表以外の開示について定める規則。

（資料） 各団体公表資料を基に作成。

(参考) サステナビリティ情報の例示

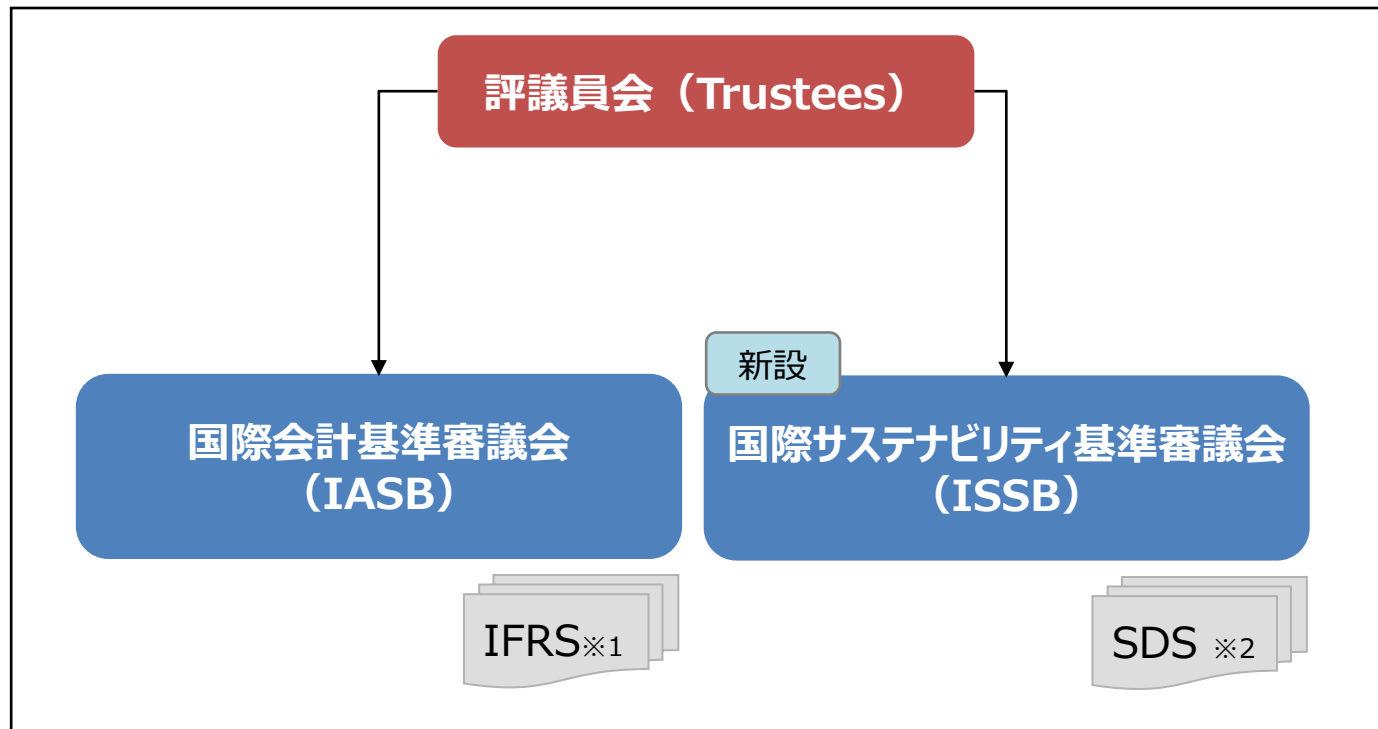
- 統合報告書等において、投資家等向けに、以下のようなサステナビリティ情報を開示。定性情報の他、指標等の定量情報、さらには、グループやバリューチェーンに関する情報についても開示。

サステナビリティ情報の例示				
定性情報	定量情報			備考
以下のカテゴリごとに文章での記述による情報開示 ・ガバナンス ・戦略 ・リスク及び機会 ・指標及び目標	数値による情報開示			・企業のビジョン、戦略と関連づけて開示 ・財務情報とのつながりを意識して開示 ・必要に応じて、指標は、 <u>地域、連結グループ各社、バリューチェーン等の情報を開示</u>
	<指標>			
	環境	社会	ガバナンス	
	・GHG排出量（スコープ1～3） ・エネルギー消費量・内訳 ・廃棄物排出量 ・取水量、消費水量 ・各種法令等違反件数 等	・女性管理職比率 ・各種法令等違反件数 ・育休・産休後定着率 ・障がい者雇用者数・雇用率 ・健康診断受診率 ・従業員への教育的投資額 ・各種法令等違反件数 等	・女性役員比率 ・役員報酬の詳細 等	
	<その他> ・気候シナリオ分析 ・目標及び目標達成度			

(参考)【IFRS財団】ISSBの設立及び開示基準案の公表

- 国際会計基準財団（IFRS財団）は、2021年11月3日に「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」を設立。
- 2022年3月に全般的要求事項（S1）と気候変動基準（S2）の公開草案を公表（コメント期限：2022年7月29日）し、年明け早々の基準最終化を目指している。

IFRS財団におけるISSBの設置



※1 IFRS: International Financial Reporting Standards

※2 SDS: Sustainability Disclosure Standards

ISSBメンバー



議長

エマニュエル・ファベル氏
(元ダノンCEO)



副議長

ジンドン・ファ氏
(元世銀副総裁
兼Treasurer)



副議長

スー・ロイド氏
(元IASB副議長)

(参考)【米国】人的資本に関する開示規制の導入

- 2020年8月、米国証券取引委員会（SEC）はRegulation S-K^(注)を改定し、上場企業に対して人的資本に関する開示を義務づけた。
- 従来からあった従業員数に加え、人的資本に関する説明、企業が経営上重視する人的資本に関する施策・目的の開示が求められているが、詳細な開示項目は規定されていない。

(注) Regulation S-Kとは、SECへ提出する年次報告書（Form 10-K）のうち、財務諸表以外の開示について定める規則。

Regulation S-Kの改定内容

● 第101項(c)

(2) Discuss the information specified in paragraphs (c)(2)(i) and (ii) of this section with respect to, and to the extent material to an understanding of, the registrant's business taken as a whole, except that, if the information is material to a particular segment, you should additionally identify that segment.

(i) 省略

(ii) A description of the registrant's human capital resources, including the number of persons employed by the registrant, and any human capital measures or objectives that the registrant focuses on in managing the business (such as, depending on the nature of the registrant's business and workforce, measures or objectives that address the development, attraction and retention of personnel).

- 企業のビジネスを理解するために重要な範囲で
- 登録者（上場企業等）が雇用する人の数を含む、登録者の人的資本資源の説明、及び登録者が事業を経営する上で重視する人的資本の施策又は目的
- 例えば、登録者の事業および労働力の性質に応じて、人材の育成、確保、維持に対処する施策又は目的

（参考）【米国】気候関連開示に関する規則改定案（1/2）

- 2022年3月、米国証券取引委員会（SEC）は、SEC登録企業に対し、年次報告書等において気候関連情報の開示を求める規則改定案を公表。
- TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言を基礎とし、投資家の投資判断に有益な情報の提供を目的としている。

開示項目（案）				開示箇所等特記事項
1	ガバナンス	6	シナリオ分析	・ 年次報告書等において、新しい項目を設けて記載する ・ <u>将来予測情報とGHG排出量（スコープ3）については、セーフハーバールール※の適用対象</u> ・ 大規模早期提出会社、早期会社については、<u>GHG排出量（スコープ1、2）の第三者保証</u>を求める
2	ビジネス・財務諸表への影響	7	内部炭素価格	
3	戦略・ビジネスモデル・見通しへの影響	8	GHG排出量（スコープ1、2）	
4	リスク管理	9	GHG排出量（スコープ3）	
5	移行計画	10	目標と最終目的	
11	財務諸表への影響			・ <u>財務諸表の注記において開示（監査対象に含まれる）</u> ・ <u>財務報告に係る内部統制の対象</u>

※内部炭素価格、移行計画、目標等の将来予測情報については、民事証券訴訟改革法（PSLRA）が定めるセーフハーバー規則の適用対象となることが定められている。また、スコープ3排出量については、合理的根拠なく開示されたことなどが証明されない限り、詐欺的文書（fraudulent statement）とはみなされないことを新たに設定している。

(参考)【米国】気候関連開示に関する規則改定案 (2/2)

- 規則改定案は全てのSEC登録企業を対象とするが、適用時期は登録企業の類型により異なる。
- また、**GHG排出量（スコープ1、スコープ2）**については**当初限定的保証を求めた後、追って合理的保証を求め**としている。

規則案の適用時期（規則案が2022年12月に発効し、提出会社の決算日が12月31日の場合）

登録企業の類型(*)	開示の適用時期		スコープ1、スコープ2に対する第三者保証	
	スコープ3排出量以外	スコープ3排出量	限定的保証	合理的保証
大規模早期提出会社	2023会計年度	2024会計年度	2024会計年度	2026会計年度
早期提出会社	2024会計年度	2025会計年度	2025会計年度	2027会計年度
非早期提出会社	2024会計年度	2025会計年度	-	-
小規模報告会社	2025会計年度	-	-	-

(*) 登録企業の類型の詳細は以下のとおり

- 大規模早期提出会社： 事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上（関連会社以外が保有するものに限り）、②12ヶ月以上、証券取引所法第13条(又は第15条(に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(又は第15条(に基づく年次報告書を提出していること、④小規模報告会社の特例の適用対象外であること
- 早期提出会社： 事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満（関連会社以外が保有するものに限り）、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④を満たしていること
- 非早期提出会社： 大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業
- 小規模報告会社： ①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

（参考）【EU】企業サステナビリティ報告指令の概要（1/2）

- 2021年4月、欧州委員会は企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を公表。さらに、2022年6月、欧州議会と欧州理事会は、CSRDについて暫定的な政治合意に達したことを発表。
- CSRDの対象企業は、全ての大企業と上場企業（一部例外を除く）。また、日本企業を含むEU域外企業についても、一定の条件の下で適用の対象となる。

NFRDとCSRDの対象企業

	非財務情報報告指令（NFRD）	企業サステナビリティ報告指令（CSRD）
対象	従業員500名以上の上場企業等（域内企業のみ）	（域内企業） <u>全ての大企業</u> ※1及び上場企業※1 （域外企業）EU域内で1億5000万ユーロの売上高を有し、EU域内に1つ以上の子会社・支社※2を有する企業※3

CSRDの適用時期

企業の類型	適用時期
NFRD対象企業	2024年から
NFRD対象ではない大企業	2025年から
上場中小企業等	2026年から
中小企業※1	2028年まで適用免除が可能

（※1）企業の類型の詳細は以下のとおり

大企業	<u>a: 総資産残高2000万ユーロ以上、b: 純売上高4000万ユーロ以上、c: 従業員数250名以上 のうち、2つ以上の条件を満たす企業</u>
中企業	a: 総資産残高2000万ユーロ、b: 純売上高4000万ユーロ、c: 従業員数250名 のうち、2つ以上の条件を超えない企業
小企業	a: 総資産残高400万ユーロ、b: 純売上高800万ユーロ、c: 従業員数50名 のうち、2つ以上の条件を超えない企業
零細企業（micro-undertakings）	a: 総資産残高35万ユーロ、b: 純売上高70万ユーロ、c: 従業員数10名 のうち、2つ以上の条件を超えない企業

（※2）子会社：大企業又は上場企業、支社：純売上高4000万ユーロ以上 の場合に適用される

（※3）第三国の親会社の報告に含まれる場合、域内の子会社は開示義務を免除される

（出所）欧州委員会ウェブサイト及び欧州理事会ウェブサイトを基に作成。

（参考）【EU】企業サステナビリティ報告指令の概要（2/2）

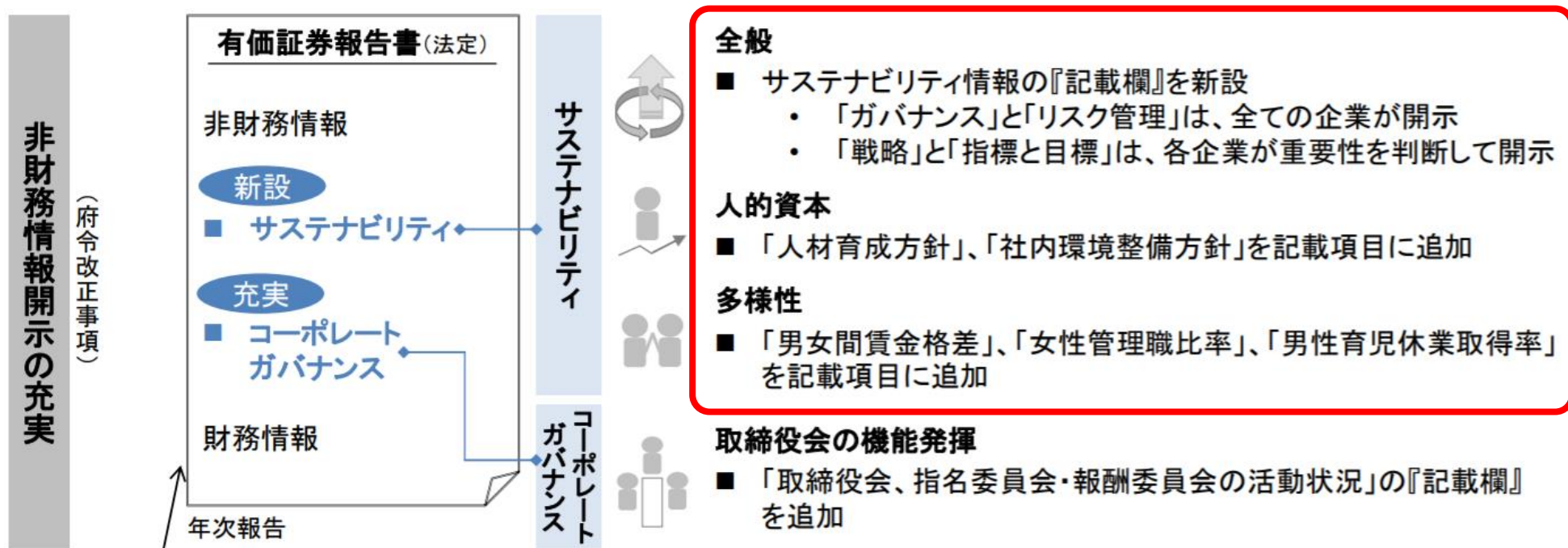
- NFRDに比べ、より詳細な報告要求事項を導入。また、保証も義務化される。

	非財務情報報告指令（NFRD）	企業サステナビリティ報告指令（CSRD）
開示項目	- 環境、社会、従業員、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する以下の情報 - ビジネスモデルの概要 - 上記事項への対応方針 - 対応方針の実施結果 - 主要なリスク及びリスク管理方法 - 個別事業に関する非財務KPI - 取締役の多様性に関する方針、目的、実施方法、結果	- 企業がサステナビリティ事項に与える影響 - サステナビリティ事項が企業に与える影響 - 無形資産に関する情報 - 開示情報を特定したプロセス
開示基準	- 任意のガイドライン - 特定の基準の利用は義務づけられておらず、国際基準等から自由に選択・利用が可能	<u>詳細な開示内容を欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）にて規定。</u>企業は本基準に基づく開示が義務 <u>基準はEFRAGが開発中。22年4月に案が公表され、8月8日まで意見募集を実施。3年に一度見直し予定</u>
開示媒体	年次報告書であるマネジメント・レポートでの開示が原則	- 年次報告書であるマネジメント・レポートにおいて、“Sustainability Statement”として開示することが義務化された※ - 財務情報・非財務情報ともに単一電子フォーマットで提出
第三者保証	第三者保証は任意	<u>監査人、認証機関による保証の義務化</u>（当初は限定的保証、段階的に高めていく予定）

※域外企業はサステナビリティ・レポートにて開示

(参考) 【国内】サステナビリティ情報の開示義務化の動き

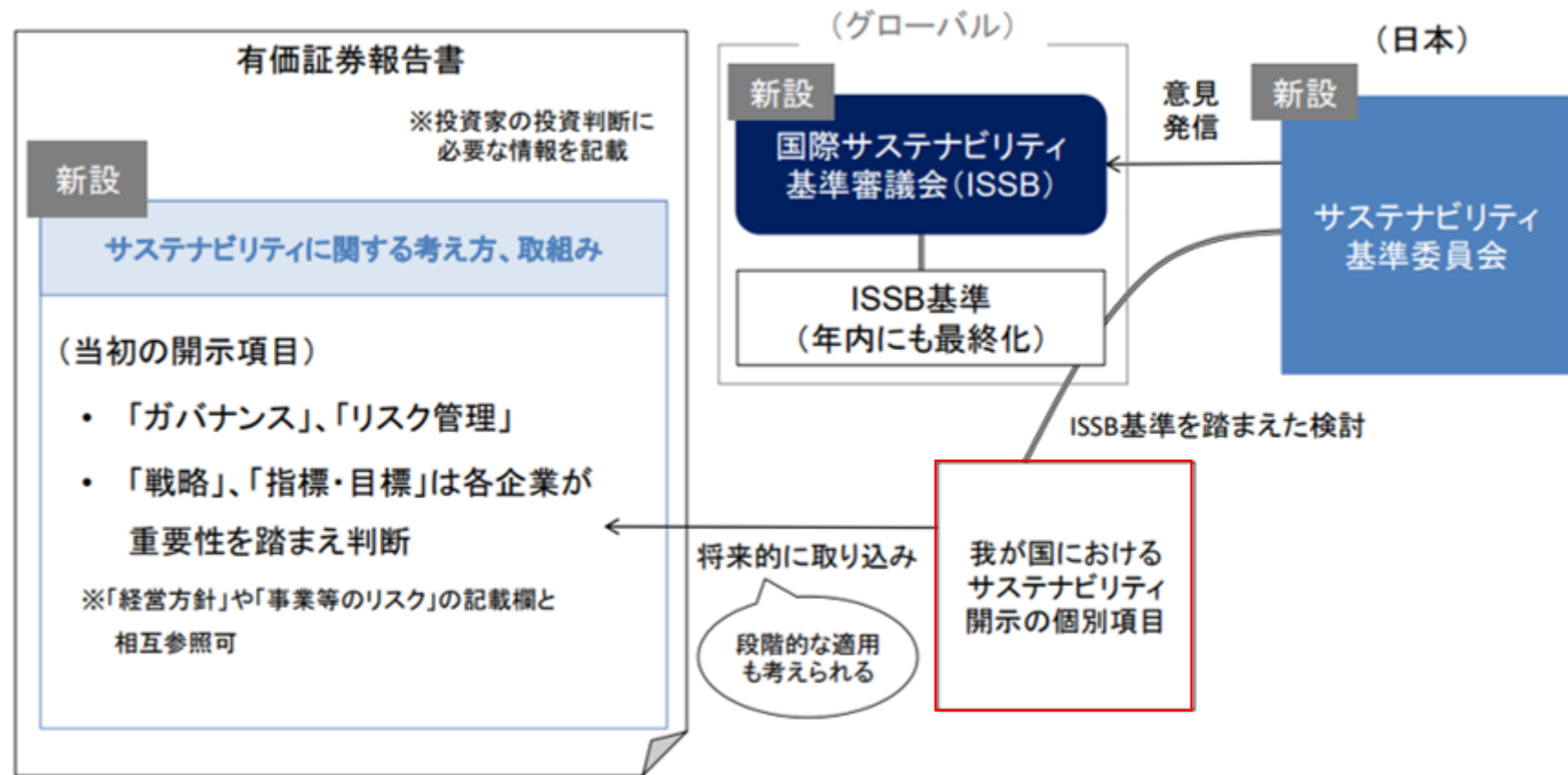
- 金融審ディスクロージャーワーキングにおける議論を踏まえ、主に①**有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄の新設**、②**人的資本、多様性に関する記載項目の追加**等の方針が示された(2022年6月)。



(出所) 金融庁HPより、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの報告の概要」を抜粋して作成

（参考）【国内】サステナビリティ基準の策定の動向

- ISSB基準を踏まえて、「国内サステナビリティ基準委員会」（SSBJ）が国内サステナビリティ基準を策定予定。同基準は、有報のサステナビリティ情報の記載欄に取り込まれることが検討されている。



1. サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり

2. サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論

3. サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題

4. 今後の進め方（案）

5. 本日は議論いただきたい事項

サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論

- 今後、サステナビリティ情報開示の質・量の充実が急速に進み、また、一部の国や地域での開示義務化の動きもある中（1. 記載のとおり）、国内外において、サステナビリティ情報と財務情報の同時報告を求める議論も行われている。

サステナビリティ情報の報告時期に関する記載

ISSB公開草案 S1基準案（抜粋）

66 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならず、サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

欧州CSRD案（要約）

- EU域内企業は、年次報告書であるマネジメント・レポートにおいて、“Sustainability Statement”として財務情報と同時に開示することを義務化
- EU域外企業は、決算日12か月以内にサステナビリティレポートにおいて報告することを義務化

金融審DWG報告（抜粋）（2022年6月）

- 海外では、サステナビリティ情報を財務情報と併せて開示することが想定されていることを踏まえると、日本においても将来的にはサステナビリティ情報が記載された書類の公表時期を揃えていくことが重要であり、実務的な検討や環境整備を行っていくことが考えられる。

(参考) 非財務情報の開示指針研究会によるISSBに対する意見発信

- ISSBの公開草案に対し、非財務情報の開示指針研究会（経済産業省事務局）では、サステナビリティ情報と財務情報の同時報告について、**実務状況を鑑み、一定の配慮を求める旨の意見**を発信。

ISSB公開草案に対する意見書（抜粋）

②d) 報告の「同時性」に関する柔軟性の確保

49. 他方、同 66 項において「企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない」と定めている点については留保が必要と考える。
50. 連結企業を有する企業においては更にこの期間は長くなることが想定される。これらは集計の合理化が進んでいる財務情報とは異なる事情である。これに加えて、開示情報の保証に要する期間等も考慮すると、広範に及ぶサステナビリティ関連財務情報について全ての開示準備作業を、上場企業に対して求められる、監査済み財務諸表を含む法定書類（有価証券報告書）の提出タイミングである事業年度終了後から三ヶ月以内に終わることは実務上困難又はコストが多大との指摘が産業界から寄せられている。
51. また、サステナビリティ関連財務情報が掲載される文書（一般目的財務報告）としては法定書類（有価証券報告書）が想定され、今後中核的な情報は集約的・同時に記載されることが期待される。一方、より充実した情報を補う観点から統合報告書（日本では700社以上が開示）やサステナビリティレポートとの相互参照が活用されることが想定される。これに関連し、**サステナビリティ関連財務情報の質・量の充実が急速に進む中、全てのサステナビリティ関連財務情報の公表タイミングを法定書類と同時にするためには多大な追加コストが必要になるとの指摘**も寄せられている。また、**法令等に基づく開示制度の枠組が国・地域毎に異なる事を踏まえると、多国籍に展開する企業にとって「同時に報告」することの実務的負担は更に増す**ことが想定される。
52. これらの状況を踏まえると、同時・適時の報告に向けた作成者の最大限の努力を求めつつも、全ての情報を同時に公表することが難しい個別の事情や開示実務の費用対効果のバランスについては考慮されるべきと考える。具体的には、**S1 基準（案）66 項で要求されている報告の同時性について、中核となる文書においてより重要性の高いサステナビリティ関連財務情報が掲載されていることを前提に、実務上の対応が可能な範囲で「同時に報告」することを原則としつつ、相互参照文書等についてはその公表タイミングに一定の幅を認めることを基準上明確にするとともに、その考え方について例示的ガイダンス等で示すことを提案する。**

(参考)「報告頻度」に関するISSB会議での議論

- 2022年9月20日～23日、ISSB会議が開かれ、S1、S2公開草案の再審議が開始。
- S1公開草案に対する意見コメントとして、**財務諸表と同時にサステナビリティ情報を開示するにあたっては、実務負担、開示体制の確立等の課題**が挙げられている。
- これを受け、ISSBのスタッフペーパーでは、**同時開示に対する緩和措置の必要性**を提起。9月開催のISSB会議では、緩和措置の措置の要否などについて、今後再審議することを暫定決定。

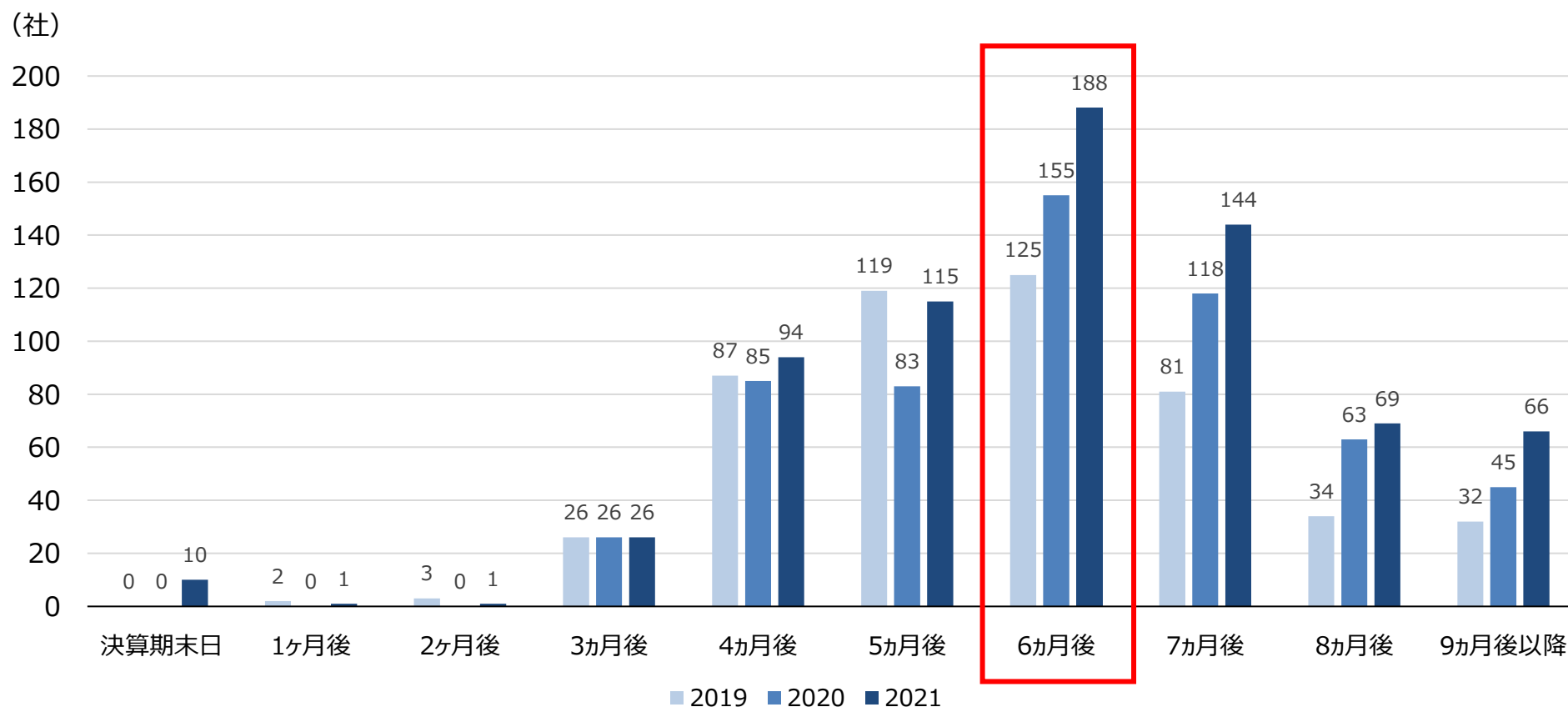
9月開催ISSB会議（報告頻度に関して）

項目	内容
スタッフペーパーでの指摘	多くの回答者が、財務諸表と同時にサステナビリティ情報を開示する際に、特に初期段階では、以下の課題があるとコメントしている。 ・ 潜在的な報告上の負担 ・ サステナビリティ報告のためのプロセスを確立する必要性 ・ 各国、地域の既存の開示要求と互換性がないこと
暫定決定した内容	この内容を今後再審議のテーマにすることとする。
今後の課題（まだ決定していない点）/議論が必要な点	緩和措置を認める規定を設けるべきか検討する必要がある。

(参考) 日本企業のサステナビリティ情報の開示時期の現状

- 一般的にサステナビリティ情報が記載されている統合報告書は、決算日の6か月後に開示されている場合が多く、有価証券報告書の開示から約3カ月のギャップがある。

日本企業の統合報告書の発行タイミング



(出所) KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2021」

（参考）日米欧のサステナビリティ情報の開示時期の比較

- 売上高（過去3年間の平均）上位30社について、財務情報とサステナビリティ情報の開示時期のギャップ（※P.19及び20参照）は、日本企業は2.9か月、米国企業は4.0か月、欧州企業は0.03か月となっており、欧州企業が最も少ない。
- とりわけ、EUは、非財務情報報告指令（NFRD）に基づき、EUの主要加盟国で、法定の年次報告書の中でサステナビリティ情報の開示が法制化されているため、財務情報とサステナビリティ情報を同時開示している企業が大半であり、開示ギャップがある企業でも最大1か月程度に留まっている。

日米欧売上高上位30社の財務情報とサステナビリティ情報の開示時期のギャップ^o

	日本企業	米国企業	欧州企業
平均ギャップ	2.9か月	4.0か月	0.03か月
最大ギャップ	8か月	9か月	1か月

（出所）経済産業省委託調査

(参考) 日米欧の上場企業のサステナビリティ情報開示時期・内容の比較調査

- 日米欧の上場企業の財務情報とサステナビリティ情報の開示時期のギャップやサステナビリティ情報の記載内容、記載量等についての分析を行った。

リサーチデザイン

検討事項	概要
調査内容	- 対象の国・地域における企業の財務情報とサステナビリティ情報の開示時期の差 - サステナビリティ情報の開示形式（例：財務情報年サステナビリティ情報の個別開示、同一開示等） - サステナビリティ情報の記載内容、記載量、記載深度等
国・地域	- 日本 - 米国 - 欧州
対象企業	各国・地域における直近3会計年度における平均売上高の上位30社
調査方法及び前提	- 各対象企業の財務情報及びサステナビリティ情報の開示月は、いずれも直近を採用 - 各対象企業のホームページ（投資家向け情報、サステナビリティページ等）に記載されている報告書や公開日の情報を採用 - 財務情報は原則として、有価証券報告書またはアニュアルレポートの開示月を採用（決算短信は対象外） - サステナビリティ情報は、統合報告書やサステナビリティレポートを採用。ただし、アニュアルレポートにサステナビリティ情報が含まれている場合は、当該レポートを採用。サステナビリティレポートやアニュアルレポートの情報が少ない場合は、WEB上での開示内容を採用している場合もある。
備考 本調査におけるアニュアルレポートの定義	- 米国：Form 10-K（法定開示書類）。ただし、企業によっては、Form 10-Kに補足情報を加えたアニュアルレポート（任意開示書類）を開示する場合もある - 欧州：年次報告書（※1）（法定開示書類）、Universal Registration Document（以下、URD）（※2）（法定開示書類）、Integrated Report（任意開示書類）

※1 EUの透明性指令において年次報告書に経営報告書を含めることを要請しており、NFRDにおいてはサステナビリティ情報を経営報告書等を含めることが要請されている。なお、これらの指令に基づき、主要加盟国では開示要件を法制化している

※2 目論見書規則9条にて、URDの内容を透明性指令にて要請される年次財務報告に含めることを定めており、当局に承認されたURDを年次報告書としているケースもある

(参考) 日米欧の上場企業のサステナビリティ情報開示時期の考え方

- 財務情報とサステナビリティ情報の公表タイミングのギャップを調査するにあたっては、日米欧企業の法定の年次報告書や任意のサステナビリティレポート、統合報告書等の記載内容を確認した。
- その上で、各国の開示制度の違い、開示内容の違いを踏まえて、日米欧ごとに、基準となる財務情報の公表日及びサステナビリティ情報の公表日を定めた。

国・地域		財務情報	サステナビリティ情報
日本		有価証券報告書	統合報告書、またはサステナビリティレポートの開示が早い方
米国		Form 10-K	サステナビリティレポート
欧州 (※1) (※2)	イギリス	アニュアルレポート	アニュアルレポート（戦略報告書含む）（※3）
	フランス	アニュアルレポート	アニュアルレポート（NFRDの要請によりサステナビリティ情報が含まれる）、サステナビリティレポート
	ドイツ	アニュアルレポート	アニュアルレポート（NFRDの要請によりサステナビリティ情報が含まれる）、サステナビリティレポート

※1 URDの中に財務報告及びサステナビリティ情報を含めて開示しているケースもある。

※2 サステナビリティ情報の開示形態は厳密には指定されておらず、詳細をサステナビリティ報告書等で別途開示している企業も多い。ただし、環境に関連する事項、社会・被雇用者に関する事項、汚職防止等に係る事項については経営報告書に含めることが指定されている。経営報告書は通常、アニュアルレポートに含められるケースが多いものの、別途開示することも可能。ただし、当該サステナビリティ情報の記載または別途作成した報告書の提出有無は法定監査人による確認が必要とされている。

※3 英国は2013年より企業の年次報告書に含まれる戦略報告書においてサステナビリティ情報の開示を規定している。また、2016年にはNFRDに対応した「会社、有限責任パートナーシップ及びグループ規則」が公表されたが、2018年の会社規則の改訂及び英国コーポレートガバナンスコードの改訂を受け、FRCは戦略報告書に係るガイダンスを自国法に基づき改訂している。

1. サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり
2. サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論
- 3. サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題**
4. 今後の進め方（案）
5. 本日は議論いただきたい事項

サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題（仮説）

サステナビリティ情報開示を巡る今後の方向性

● サステナビリティ情報開示の質的・量的増大と開示義務化

- サステナビリティ情報開示の内容充実化（ISSB基準、日本基準及び諸外国の基準への対応）
- 情報の収集範囲の拡大（単体のみならず、グループ、バリューチェーン全体での情報収集に）
- 任意開示から法定開示に（欧州CSRDへの対応、有価証券報告書への記載など）

● さらに、サステナビリティ情報と財務情報の同時開示要求

＜求められる方向性＞

信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示の必要性

企業

● サステナビリティ情報の収集・集計・開示の社内体制等の整備の必要性

- 重要なサステナビリティ課題の識別やスコープの設定に関する全体方針（重要性（マテリアリティ）の設定など）
- 情報開示等を統括する部署の設置、社内マニュアル等の整備、人材育成等（子会社、事業所、グループ等も含めて）
- 情報収集・集計に係るツールの活用、DXの活用等 など

保証提供者

● サステナビリティ情報の保証体制の整備の必要性

- 保証（監督・レビュー）提供者の体制整備（量及び質）
- AI等のデジタル技術を活用した効率化

など

1. サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり
2. サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論
3. サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題
4. 今後の進め方（案）
5. 本日は議論いただきたい事項

今後の進め方（案）

- 本研究会の下に、**ワーキンググループ（WG）を立ち上げ**、「信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示の在り方」に関する議論を集中的に行い、**年度内を目途に、課題整理と方策**について取りまとめる。必要に応じて、来年度6月頃を目途に、ベストプラクティス集（別冊）を作成（TBD）。
- なお、WGは、企業サイドの実務者、監査法人、開示支援コンサル等を中心に組成する。

スケジュール（案）

時期 （予定）	内容（案）
10月 （本体）	・ 全体の方向性
12月 （WG）	・ 課題及び解決策の議論① ・ ヒアリング①
1月 （WG）	・ 課題及び解決策の議論② ・ ヒアリング②
2月 （WG）	・ 課題及び解決策の議論③ ・ ヒアリング③
3月 （本体・WG合同）	・ 成果物のとりまとめ案提示
4～6月	・ 別冊ベストプラクティス集 （TBD）

成果物イメージ（案）

本体：「信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示の在り方」

1. サステナビリティ情報開示の要請の高まり
2. サステナビリティ情報開示の実態・課題
3. 信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示を後押しするための方策
 - ✓対応の方向性を提示
 - 社内体制整備、ESGアナリスト活用、情報収集・集計ツールの活用
 - 保証提供者の量及び質の向上、保証業務の効率化
4. サステナビリティ情報開示を推進するための運動論

別冊：ベストプラクティス集（TBD）

本WGのスコープ

- 本WGでは、情報収集プロセスやシステムの整備（How to）に焦点を当て、企業による信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示を後押しするための方策について議論を行う。

サステナビリティ情報開示（※）に際しての課題

どのような内容を開示するか （Contents）

- 開示基準の整備
 - ISSB、SSBJ等による基準開発
- 開示制度・フレームワークの整備
 - 有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄の新設（予定）
 - 価値協創ガイダンス、TCFDガイドライン等の各種ガイダンス整備
- 開示内容の充実化を促す取組
 - 金融庁「記述情報の開示の好事例集」の整備

どのように情報を収集・分析・保証・開示するか （How to）

- 重要なサステナビリティ課題の識別やスコープの設定に関する**全体方針**
 - 重要性（マテリアリティ）の設定 など
- **効率的な**情報収集体制の整備
 - 情報収集のための社内体制の整備
 - 情報収集・集計ツールの活用 など
- サステナビリティ情報の**信頼性**の確保
 - サステナビリティ情報に係る保証提供者の量及び質の向上、保証業務の効率化 など

本取組のスコープ

※統合報告書等の利用者（投資家等）向けの企業価値に関連するサステナビリティ情報を念頭。

(参考) 英国FRCの取組 (Improving ESG data production)

- 2022年8月、FRC Lab(開示を担当するFRC常設のプロジェクト)は、“Improving ESG data production” というレポートを発行した。
- 当該レポートはESGデータの「作成」に焦点を当て、動機（ESGデータはどのような動機で収集されるのか）、手法（ESGデータの収集方法）、意味（ESGデータの活用方法）の3つの切り口で、本来のESGデータの在り方について、とりまとめられている。

「Improving ESG data production」レポートの要約

切り口	要素	懸念点	データ作成への段階的アプローチ
動機	・ 事業戦略上の必要性 ・ 投資家等のステークホルダーからの要請 ・ 規制対応	・ 要求の量 ・ 法改正のスピード ・ 似て非なるデータの要求	・ 企業にとっての重要なESGトピック及びデータの特定 ・ 業界団体との連携 ・ 社内のESGリーダーの選定
手法	・ 社内での役割 ・ 情報源 ・ 収集ツール ・ 比較分析 ・ 内部統制 ・ 内部監査 ・ 外部の保証	・ サプライヤーのデータ収集 ・ 手作業の介在 ・ 各法域の要求度合や文化的許容度、データシステムの差	・ 役割の明確化 ・ 情報源と収集方法・頻度の決定 ・ 手作業かシステム利用かの判断、財務及び内部監査部門との連携 ・ 内部及び外部の保証を受けるべきデータの特定 ・ 責任及びプロセスの文書化 ・ グループ内での知見の共有
意味	・ シナリオ分析、将来予測、リスク管理 ・ 目標に対する成果と進捗の分析 ・ 資本配分や調達先の選択 ・ 役員報酬へのリンク	・ 活用方法は発展途上 ・ データの精度、収集タイミング	・ ESGデータの意義や戦略意思決定への活用方法に関するトレーニングや教育 ・ ESGデータを単なる年次の報告プロセスとしてではなく、日常のプロセスとして位置づけ ・ ESGデータが戦略意思決定をサポートしているか、システムやリソースに対する投資の必要性の検討

1. サステナビリティ情報の開示に対する要請の高まり
2. サステナビリティ情報と財務情報の同時開示を巡る国内外の議論
3. サステナビリティ情報の収集・集計・開示にあたっての課題
4. 今後の進め方（案）
5. **本日は議論いただきたい事項**

本日は議論いただきたい事項について

1. サステナビリティ情報開示を巡る現状・今後の方向性についてのご認識

- 開示内容の質的・量的増大、開示義務化の動き、同時開示の要請などの国内外の動向

2. 上記を踏まえ、サステナビリティ情報の開示に際して、どのような課題がありますでしょうか。

- 信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示の必要性
 - ・ 企業：サステナビリティ情報の収集・集計・開示の社内体制等の整備の必要性（重要性の特定、統括部署の設置、情報収集・集計に係るツールの活用、DXの活用等）
 - ・ 保証提供者：サステナビリティ情報の保証（監査・レビュー）体制の整備の必要性

3. WGでの議論の方向性についてご意見ありますでしょうか。

- 課題の整理、方策の検討・策定に向けた進め方
- アウトプットイメージ など

4. サステナビリティ情報開示を推進するための情報交換などの場（既存のフォーラム等の活用・連携も含めて）は有益でしょうか。（運動論）